

原議保存期間	20年（令和27年3月31日まで）
有効期間	一種（令和27年3月31日まで）

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
（参考送付先）
庁 内 各 局 部 課 長
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 運 発 第 2 1 4 号
令 和 6 年 1 0 月 2 1 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

道路交通法施行規則等の改正に伴う運用上の留意事項について（通達）

本年6月26日に公布された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第8号）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和6年内閣府・国土交通省令第3号）の趣旨及び内容については、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について（通達）」（令和6年6月26日付け警察庁丙運発第12号。以下「局長通達」という。）で示されているとおりであるが、改正の詳細な内容及びこれらの改正に伴う運用上の留意事項については別紙のとおりであるので、施行準備を進め、関係規定の円滑かつ適切な施行に努められたい。

なお、本通達で用いる用語の意義は、局長通達で示されているところによる。

〈 凡 例 〉

- 法 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- 府 令: 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- 改 正 府 令: 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）をいう。
- 第 一 条 新 府 令: 改正府令第一条による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- 第 二 条 新 府 令: 改正府令第二条による改正後の道路交通法施行規則をいう。
- 第 三 条 新 府 令: 改正府令第三条による改正後の道路交通法施行規則をいう。
- 第 四 条 新 府 令: 改正府令第四条による改正後の道路交通法施行規則をいう。
- 改 正 規 則: 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第8号）をいう。
- 第 一 条 新 規 則: 改正規則第一条による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）をいう。
- 第 二 条 新 規 則: 改正規則第二条による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則をいう。
- 第 三 条 新 規 則: 改正規則第三条による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則をいう。
- 第 四 条 新 規 則: 改正規則第四条による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則をいう。

1 AT大型免許等の導入関係

(1) 内容

大型免許等についてAT免許を導入するとともに、AT免許に係る技能試験については、AT自動車を用いて行うこととした（第一条新府令第24条第1項及び第4項、第二条新府令第24条第1項及び第4項、第三条新府令第24条第1項及び第4項並びに第四条新府令第24条第1項及び第4項）。

(2) 留意事項

本改正については、普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許に係るものから順次施行することとしており、自動車メーカーによる試験車両の供給見込み時期及び都道府県警察における調達のタイミングを鑑みて施行時期を定めていることから、計画的に予算を確保するなどして、改正府令の施行後、可能な限り速やかに運転免許試験場においてAT免許の受験が可能となるようAT大型自動車等の試験車両を導入するなど、円滑な施行に向けて遺漏のないように準備すること。

2 技能試験等の方法の見直し関係

(1) 内容

ア 運転免許試験項目のうち、クラッチの操作に係るものについてのみ、MT自動車を用いて場内において行うこととした（第一条新府令第23条の2及び第四条新府令第23条の2）。

イ MT免許について、基本的な運転技能についてはAT自動車を用いて技能試験を行うこととした（第一条新府令第24条第1項、第二条新府令第24条第1項、第三条新府令第24条第1項及び第四条新府令第24条第1項）。

ウ AT自動車を使用して行う項目をMT自動車を使用して行う項目の前に行うものとし、AT自動車を使用して行う項目について合格基準に達する成績を得ることができなかった者に対しては、MT自動車を使用して行う項目を行うことを要しないこととした（第一条新府令第24条第3項及び第二条新府令第24条第3項）。

エ MT自動車を使用して行う運転免許試験項目を行うことを要しないこととする免許の種類とその条件について以下のとおり定めた（第一条新府令第24条第4項、第二条新府令第24条第4項、第三条新府令第24条第4項及び第四条新府令第24条第4項）。

a AT大型免許（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT自動車である大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許をいう。）。

b AT中型免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT自動車である中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許をいう。）。

c AT準中型免許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をAT自動車である準中型自動車及び普通自動車に限る準中型免許をいう。）。

d AT普通免許（運転することができる普通自動車をAT自動車である普通自動車

に限る普通免許をいう。)

e AT大型第二種免許（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT自動車である大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型第二種免許をいう。)

f AT中型第二種免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT自動車である中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許をいう。)

g AT普通第二種免許（運転することができる普通自動車をAT自動車である普通自動車に限る普通第二種免許をいう。)

h AT大型仮免許（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT自動車である大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型仮免許をいう。)

i AT中型仮免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT自動車である中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型仮免許をいう。)

j AT準中型仮免許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をAT自動車である準中型自動車及び普通自動車に限る準中型仮免許をいう。)

k AT普通仮免許（運転することができる普通自動車をAT自動車である普通自動車に限る普通仮免許をいう。)

オ 新たに免許を取得しようとする者が、当該免許が属する第一種免許、第二種免許又は仮免許の区分に応じてそれぞれ当該区分又はその上位の区分に属する他のMT免許を現に受けている場合は、AT自動車を用いて行う項目のみについて技能試験を行うこととした（第二条新府令第24条第5項、第三条新府令第24条第5項及び第四条新府令第24条第5項）。

カ 大型仮免許又は中型仮免許の技能試験について、屈折コースの走行の項目を行わないことができる場合を定めた（第二条新府令第24条第6項、第三条新府令第24条第6項及び第四条新府令第24条第6項）。

キ 大型免許等に係る技能試験について、使用する自動車に応じて走行させる距離を定めるとともに、当該技能試験を受ける者が走行の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、当該距離の全部を走行させることを要しないこととした（第一条新府令第24条第6項、第二条新府令第24条第7項、第三条新府令第24条第7項及び第四条新府令第24条第7項）。

ク 大型免許等に係る技能試験について、それぞれの合格基準を定めた（第一条新府令第24条第9項、第二条新府令第24条第10項、第三条新府令第24条第10項及び第四条新府令第24条第10項）。

ケ 技能試験において使用する自動車を免許の種類に応じ定めるとともに、MT免許の技能試験において使用するMT自動車（特定普通免許標準試験車両）の規格を定めた

(第一条新府令第24条第10項、第二条新府令第24条第11項、第三条新府令第24条第11項及び第四条新府令第24条第11項)。

コ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置(運転シミュレーターを除く。)による教習を行う教習の科目とその教習時間の上限をそれぞれに掲げる教習の区分に応じて定めた(第一条新府令第33条第5項第1号チ、第二条新府令第33条第5項第1号チ及び第三条新府令第33条第5項第1号チ)。

サ 応用走行の最後において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了することとした(第一条新府令第33条第5項第1号ネ)。

シ MT大型免許又はMT中型免許に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース又は方向変換コースを走行する教習を行う場合における当該コースに係るコースの基準については、普通免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとした(第二条新府令別表第3の2の表の備考第4号及び第三条新府令別表第3の2の表の備考第4号)。

ス MT大型第二種免許又はMT中型第二種免許に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース、方向変換コース又は鋭角コースを走行する教習を行う場合における屈折コース、曲線コース若しくは方向変換コース又は鋭角コースに係るコースの基準については、それぞれ普通免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとした(第二条新府令別表第3の2の表の備考第5号及び第四条新府令別表第3の2の表の備考第5号)。

セ 技能教習の科目ごとの教習時間の基準を改めた(第一条新府令別表第4の1の表、第二条新府令別表第4の1の表、第三条新府令別表第4の1の表及び第四条新府令別表第4の1の表)。

(2) 留意事項

ア 当分の間、改正前の府令に規定するMT自動車の試験車両を引き続き使用できるとに留意すること。

イ 改正後の府令の規定に基づく技能試験において、AT自動車を使用して行う項目について合格基準に達する成績を得たが、MT普通自動車を使用して行う項目については合格基準に達する成績を得ることができなかった者に対しては、法第90条第1項及び第91条の規定により、当該者が受験した免許の種類に応じたAT免許を与えることとなることに留意すること。また、技能試験の例に準ずる卒業検定についても、AT自動車を使用して行う項目についてのみ合格基準に達する成績を得た者に係る卒業証明書に関して、同様の取扱いを行うことに留意すること。

ウ 技能試験において、AT自動車を使用して行う項目について合格基準に達する成績を得たが、MT自動車を使用して行う項目については合格基準に達する成績を得ることができなかった者が、MT免許の取得を希望した場合、運転免許を受ける前であれば、改めて運転免許試験を受験することは可能である。ただし、技能試験は、AT自

動車を使用して行う項目とMT普通自動車を使用して行う項目で構成されており、AT自動車を使用して行う項目を免除する規定はないため、それぞれの項目を行うこと。また、取得時講習を受講し、AT免許の交付を受けた後は、MT普通自動車のみを使用する限定解除審査の例によることができることに留意すること。

エ 卒業検定において、AT自動車を使用して行う項目について合格基準に達する成績を得たが、MT自動車を使用して行う項目については合格基準に達する成績を得ることができなかった者が、MT免許の取得を希望した場合、再検定を行うことが可能である。その前には、道路交通法施行規則第34条第2項第3号の規定による1時限以上の教習を行うこと。再検定では、技能試験の例に準じて、AT自動車を使用して行う項目とMT自動車を使用して行う項目をそれぞれ行うこと。

なお、イに記載するとおり、AT免許に係る卒業証明書を受けた後においても、免許取得までの間に、別途発出する「指定自動車教習所業務指導の標準」の規定に従い、MT普通自動車のみを使用する技能審査を受けることができることに留意すること。

オ AT免許に係る卒業証明書を受けた者が、MT自動車に係る技能審査に合格したことを証する書面を添えて、運転免許を申請した場合、公安委員会はAT条件を付さずMT免許を与えることができることに留意すること。

3 教習方法の基準関係

(1) 内容

ア MT大型免許等に係る技能教習のうち、クラッチの操作に係る教習事項に係る教習を応用走行において行うこととした（第一条新規則第1条第1項、第二条新規則第1条第1項、第三条新規則第1条第1項及び第四条新規則第1条第1項）。

イ AT大型免許等についてそれぞれの免許に係る教習の基準の細目を定めた。（第一条新規則第1条第1項、第3条第8項並びに第4条第7項及び第12項、第二条新規則第1条第1項及び第2項、第3条第6項及び第8項並びに第4条第4項、第7項及び第13項、第三条新規則第1条第1項及び第2項、第3条第6項及び第8項並びに第4条第2項並びに第四条新規則第1条第1項及び第2項、第3条第6項及び第8項並びに第4条第13項）。

ウ MT大型免許等に係る技能教習のうち、クラッチの操作に係る教習事項に係る教習を、当該免許が属する第一種免許又は第二種免許の区分に応じて、それぞれ当該区分又はその上位の区分に属する他のMT免許を現に受けている場合には行わないこととした。（第二条新府令第1条第2項、第三条新府令第1条第2項及び第四条新府令第1条第2項）。

エ MT大型免許等に係る技能教習のうち、クラッチの操作に係る教習事項に係る教習MT普通自動車を使用することができることとした（第二条新規則第3条第6項、第三条新規則第3条第6項及び第四条新規則第3条第6項）。

オ MT大型免許等に係る技能教習のうち、クラッチの操作に係る教習事項に係る教習

については、自動車教習所のコースその他の設備において行うこととした（第一条新規則第3条第8項、第二条新規則第3条第8項、第三条新規則第3条第8項及び第四条新規則第3条第8項）。

(2) 留意事項

本改正の内容については、別途発出する「指定自動車教習所の教習の標準」及び「指定自動車教習所業務指導の標準」の改正箇所を確認し、管内の指定自動車教習所に対して改正内容を周知するとともに、施行に向けた適切な指導を行うこと。

4 中型第二種免許の試験車両等の見直し関係

(1) 内容

中型第二種免許に係る教習における試験車両等の車格について、一般的に利用されているマイクロバスの規格（乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが6.50メートル以上、幅が2.00メートル以上及び最遠軸距が3.80メートル以上のもの）に見直すこととするとともに、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コースに係るコースの基準をマイクロバスの大きさに合わせたものに改めた（第二条新府令第24条第11項及び同別表第3の2の表）。

(2) 留意事項

第二条新府令に規定する新たな試験車両を使用する場合は、改正後のコースの基準に基づくこととなるが、当分の間、改正前の府令に規定する試験車両を引き続き使用することに留意すること。また、新たな試験車両と従前の試験車両のそれぞれを用いる指定自動車教習所も想定されるところ、従前の試験車両を用いる場合のコースの基準は、改正前の規定によることとなる。そのため、新たな試験車両を用いる場合でも、改正後のコースの基準に合わせるための改修は、既存の中型第二種試験のコースにペイントを加える又はロード・コンを設置するなど、簡易な改修でも差し支えない（改正府令附則第3条第18項及び第19項）。

5 経過措置関係

(1) 内容

ア MT大型免許等に係る法第89条第3項の検査（以下「技能検査」という。）、技能試験及び法第100条の2第1項の再試験（以下「再試験」という。）については、当分の間、なお従前の例によることができることとした（改正府令附則第2条第1項及び第2項、附則第3条第1項から第3項まで、附則第4条第1項及び第2項並びに附則第5条第1項）。

イ MT大型免許等に係る技能検査、技能試験及び再試験並びに技能検定を行う際に使用するMT自動車については、当分の間、従前の例によることができることとした（改正府令附則第3条第4項から第7項まで及び第16項から第18項まで、附則第4条第3項、第4項及び第11項並びに附則第5条第2項及び第7項）。

ウ 指定自動車教習所におけるMT大型免許等に係る技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、当分の間、なお従

前の例によることができることとした（改正府令附則第2条第10項及び第11項、第3条第12項及び第13項、第4条第9項並びに第5条第5項）。

エ 改正府令の施行の際現に指定自動車教習所においてMT大型免許等に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、当分の間、なお従前の例によることとした（改正府令附則第2条第12項及び第13項、第3条第14項及び第15項、第4条第10項並びに第5条第6項）。

オ 今回の制度改正の趣旨に鑑みて、旧法に基づく排気量360cc以下の軽自動車に限り、MT自動車を運転することができるAT免許の条件「中型車（8t）、準中型車と普通車はAT車に限る（軽車360は除く）」は、当該条件が付されていないものとみなすこととし、当該条件を廃止することとした（改正府令附則第2条第7項、第8項及び第9項）。

カ 指定自動車教習所におけるMT大型免許等に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、当分の間、なお従前の例によることができることとした（改正規則附則第2条第1項、附則第3条第1項、附則第4条第1項及び附則第5条第1項）。

キ 改正規則の施行の際現に指定自動車教習所においてMT大型免許等に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、当分の間、なお従前の例によることができることとした（改正規則附則第2条第2項、附則第3条第2項、附則第4条第2項及び附則第5条第2項）。

(2) 留意事項

ア 改正府令の施行後、六月を経過した日以降に新たに指定を受けた指定自動車教習所については、指定の基準が改正府令に基づくことになるため、経過措置の対象とはならないことに留意すること。

イ 経過措置が適用される、改正府令の施行前に指定を受けていた指定自動車教習所において、AT大型免許等の導入に伴いAT教習車両を導入し教習方法を変更するか否かは、各指定自動車教習所における実施体制や教習生のニーズ等を踏まえ判断されるものであるためであることから、各指定自動車教習所に対して、経過措置も含めた改正内容について周知し適切な指導を行うこと。また、これらの経過措置は、当分の間、運転免許試験場又は改正府令の施行前から指定を受けている指定自動車教習所の中においても、適用される。

経過措置の適用対象となる指定自動車教習所においては、適切な教習計画を提出することなどにより、教習生ごとに

① 従前の例による技能教習及び技能検定

② 技能教習及び技能検定の方法は改正後の府令によるものとし、MT普通自動車を用いて行う技能教習及び技能検定については、従来のMT大型自動車等を用いて行う技能教習及び技能検定

③ 技能教習及び技能検定の方法並びに使用する自動車のいずれも改正府令による改正後のの規定に基づく技能教習及び技能検定の3つを、教習生のニーズ等を踏まえて、当該教習所の判断で、当該教習所内においていずれも行うことが認められる点に留意すること。

(改正府令附則第2条第16項及び第17項、第3条第22項及び第23項並びに第4条第14項及び第5条第10項)。

6 その他所要の改正

法第99条の5第5項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、技能検定に係る免許の種類等の事項を記載した書面に当該技能検定を行った技能検定員が署名又は記名押印をして行うこと(第一条新府令第34条の2第3項)。

7 その他留意事項

改正府令では牽引免許及び牽引第二種免許に係る規定は改正していない。これは当該免許に係る技能試験で使用する自動車は、現行の道路交通法施行規則第24条第6項において「牽引されるための構造及び装置を有する車両(以下「被牽引車」という。)を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、専ら牽引のために使用される中型自動車」と規定されており、専ら牽引のために使用される中型自動車は、現行規定上もAT自動車又はMT自動車のいずれを使用しても差し支えないと解されているためである。

8 施行期日関係

普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許に係る部分については令和7年4月1日、中型免許、準中型免許、中型第二種免許、中型仮免許及び準中型仮免許に係る部分については令和8年4月1日、大型免許及び大型仮免許(一部)に係る部分については令和9年4月1日、大型第二種免許及び大型仮免許(一部)に係る部分については令和9年10月1日に順次施行することとしていることから、それぞれ円滑な施行に向けた準備を行うこと。

なお、技能検定員による証明のための署名又は記名押印に係る規定については、既に公布の日施行されているので、留意すること。